9 その他 ~ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)第 49 条に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」(昭和 52 年制定)により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間 : 平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月

3 公害苦情の概況

(1) 苦情件数

平成 27 年度の公害苦情の申立件数は 110 件で、前年度 (126 件) に比べて、16 件減少しました。

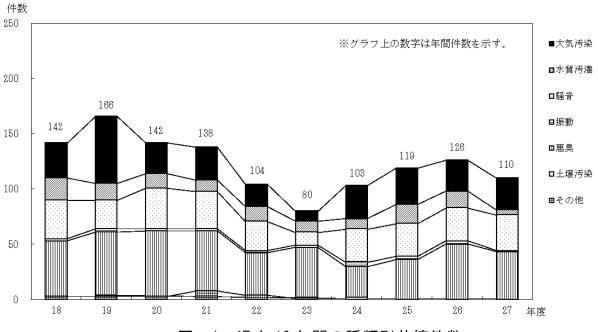


図-1 過去 10 年間の種類別苦情件数

(2) 公害種類別の内訳

平成27年度の公害種類別の内訳及び過去10年間の種類別苦情件数の推移は図-1のとおりです。

件数が多い順に悪臭 42 件(約 38%)、騒音 33 件(約 30%)、大気汚染 29 件(約 26%)、水質汚濁 4 件(約 4 %)、振動 1 件(約 1 %)、その他 1 件(約 1%)となりました。

なお、平成 26 年度の全国集計結果 (公害等調整委員会の報告) によれば、公害苦情は約7万5千件が報告されており、うち典型7公害が約5万2千件(約69%) を占め、その内訳は騒音33%、大気汚染31%、悪臭19%、水質汚濁13%、振動4%、土壌汚染等0.3%となっています。